

今回は、平成17年度税制改正です。そのうち特に影響が大きいと思われる人材投資促進税制を中心に、その概要をご説明いたします。
詳しい内容、ご不明な点に関しましては、各担当者へご確認下さい。

I. 人材投資促進税制

1. この制度が導入されたのは、バブル経済崩壊以降、低下した日本の産業競争力を強化し、団塊世代の定年による労働人口の大幅な減少（いわゆる2007年問題）に備えるためです。
2. 人材投資促進税制とは、教育訓練にかかった費用について、下記5.の金額を法人税額か所得税額から控除する制度です。
3. 対象となるのは、青色申告書を提出する法人又は個人の方です。
4. 適用時期は、法人の場合、平成17年4月1日から平成20年3月31日までに開始する各事業年度です。
個人の場合は、平成18年から平成20年までの各年分です。
5. 税額から控除されるのは、以下のI又はIIの金額（ただしいずれも税額の10%が限度）です。

I. 原則の取扱

- ①. 適用条件は、その年度の教育訓練費が直前2年度以内の教育訓練費の平均額を上回った場合です。
- ②. 税額から控除されるのは、上記①の増加額×25%です。

II. 中小企業者の特例

- ①. 中小企業者の場合は、上記I②の金額に代えて、次の金額を税額控除することもできます。
 - ②. その年度の教育訓練費総額 \times $\left[\begin{array}{l} \text{教育訓練} \\ \text{費増加率} \times 0.5 \\ (\ast) \end{array} \right]$
⇒ (増加率×0.5については0.2が限度)
即ち増加率は上限40%となります。
- (※) 教育訓練費増加率とは、その年度の教育訓練費から直前2事業年度の教育訓練費の平均額を控除した額のその平均額に対する割合をいいます。

6. 対象となる教育訓練費は、以下のものです。
 - ① **講師・指導員等経費**：社外講師・指導員に支払う講師料・指導員料
 - ② **教材費**：研修用の教材・プログラムの購入費用等
 - ③ **外部施設使用料**：研修を行うために使用する外部施設・設備の借上料、利用料
 - ④ **研修参加費**：会社が従業員の教育訓練上必要なものとして指定した講座等の受講費用、参加費用
 - ⑤ **研修委託費**：講師、教材等を含め研修全体を外部の教育機関へ委託する場合の費用

7. ただし、役員等の親族など特殊な関係にある者に対する費用は除かれます。

8. また、手続きとして、実施年月日、実施年月日、実施期間、内容、参加者氏名、相手先等を記載した書面を確定申告書に添付することが必要です。

II. 定率減税の縮減

1. 定率減税は、個人の方に対し所得税及び住民税の年税額から一律にそれぞれ20%（上限25万円）・15%（同4万円）の税額を控除する制度です。

2. 平成18年分から、下記のとおり、従来の半分に減額されます。

所得税額×10%（上限12万5千円）

住民税額×7.5%（同2万円）

III. その他の改正

1. 法人事業税の分割基準の見直し

会社の事業税を計算するときに複数の事務所がある場合の分割に際して、本社の管理支配業務部門の従業員数に2分の1を掛ける制度が廃止されました。これは、全体の事業税を事業所ごとに分割する基準を見直しただけであり、実際に納付する事業税の総額に影響を与えるものではありません。

2. 企業再生税制の改正

民事再生法の再生計画認可の決定等

又はこれに準ずる再建計画の合意があった場合に、債務者である法人は以下の①、②の処理を行うことができるようになりました。

① 資産の評価損、評価益の計上を行うことができます。

② 上記①の適用を受ける場合には、債務免除益等の額を限度として、繰越欠損金のうち青色欠損金等以外の欠損金を優先して控除することができます。

3. 住民税の高齢者優遇措置の廃止

個人住民税では、従前は満65歳以上で、前年の所得が125万円以下の方は非課税となっていました。平成18年分からこの規定が廃止されます。

ただし、平成17年1月1日時点で65歳に達しており、前年の合計所得金額が125万円以下の方については以下の経過措置が設けられています。

① 平成18年度分については住民税額の3分の2が減額されます。

② 平成19年度分については住民税額の3分の1が減額されます。

4. フリーター等に対する課税の強化

前年中に離職した方については、1月1日時点で働いていなくても、退職年の給与が30万円以上である場合には使用者に対して給与支払報告書の提出が義務づけられました。

協和監査法人	税理士法人協和会計事務所	株式会社協和ビジネスソリューションズ
証券取引法、商法、学校法人、財団・社団法人、労働組合等の監査業務を始め、株式公開支援、各種調査など一企業経営に関するビジネスアドバイザーサービスを提供します。	税務・会計のスペシャリストとして、法人・個人のクライアントに対する各種税務申告、タックス・マネジメント、経営分析、事業承継対策等をサポートします。	証券書類の整理、仕訳データの入力、試算表・各種元帳の作成等の会計業務全般、給与計算、財産保全業務等をフォローします。 ” 経理部丸ごと引受けもOK！”
この度、当協和会計グループではホームページを開設いたしました。是非アクセスしてみてください。		